

令和 7 年度

周南市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

周南市監査委員

周 監 査 第 9 3 号

令和 8 年 9 月 9 日

周南市長 藤 井 律 子 様

周南市監査委員 久 行 竜 二

周南市監査委員 小 林 雄 二

令和 7 年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 8 月 4 日から令和 8 年 8 月 2 5 日まで

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき、審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

5 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は次表のとおりで、各比率は早期健全化基準を下回っていた。

(単位 %)				
区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令 和 5 年 度	—	—	9.2	66.0
令 和 6 年 度	—	—	9.4	65.1
令 和 7 年 度	—	—	9.9	62.4
早 期 健 全 化 基 準	11.45	16.45	25.0	350.0
財 政 再 生 基 準	20.00	30.00	35.0	

(注)・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がない場合は「—」で表示している。

・早期健全化基準は、周南市に適用された令和 7 年度の数値である。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の一般会計等の実質収支は 2,794,941 千円の黒字となっており、実質赤字額はなかった。

実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位 千円・%)

会 計 名		令和 7 年度 実質収支額	令和 6 年度 実質収支額	対前年度	
				増減額	増減率
一般会計等	一般会計	2,794,941	2,268,610	526,331	23.2
	一般会計等に属する特別会計	—	—	—	—
	合計（一般会計等の実質収支額）	2,794,941	2,268,610	526,331	23.2
標準財政規模		40,139,227	39,110,469	1,028,758	2.6

(注)・該当数値がない場合は「—」で表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質収支は 36,514,231 千円の黒字となっており、連結実質赤字額はなかった。

連結実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位 千円・%)

会 計 名			令和 7 年度 実質収支額	令和 6 年度 実質収支額	対前年度		
					増減額	増減率	
一 般 会 計 等			2,794,941	2,268,610	526,331	23.2	
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の 特別会計のうち公営企業に係 る特別会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計	177,858	221,224	△43,366	△19.6
			国民健康保険鹿野診療所特別会計	0	0	0	－
			後期高齢者医療特別会計	95,572	91,783	3,789	4.1
			介護保険特別会計	411,156	420,265	△9,109	△2.2
			駐車場事業特別会計	28,113	26,865	1,248	4.6
公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	3,242,205	3,255,054	△12,849	△0.4	
		下水道事業会計	2,947,125	2,456,344	490,781	20.0	
		病院事業会計	1,142,342	1,412,274	△269,932	△19.1	
		介護老人保健施設事業会計	18,643	19,527	△884	△4.5	
		モーターボート競走事業会計	25,656,276	22,417,975	3,238,301	14.4	
	法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	0	0	0	－	
合 計（連結実質収支額）			36,514,231	32,589,921	3,924,310	12.0	
標 準 財 政 規 模			40,139,227	39,110,469	1,028,758	2.6	

(注)・公営企業会計の実質収支額の欄は、剰余額又は資金不足額（△）を計上している。

・該当数値がない場合は「—」で表示している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率の過去3か年の平均値である。

実質公債費比率は9.9%で、前年度より0.5ポイント高くなっている。

(単位 %)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令 和 5 年 度	9.72225	9.2
令 和 6 年 度	9.53235	9.4
令 和 7 年 度	10.51184	9.9

実質公債費比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + A)}{\text{標準財政規模} - A} \times 100$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

(単位 千円・%)

区 分		令和7年度	令和6年度	対前年度	
				増減額	増減率
地方債の元利償還金	①公債費（一般会計等に係るものに限る。）	8,385,826	8,132,680	253,146	3.1
	②繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	0	0	0	—
	計（①－②）	8,385,826	8,132,680	253,146	3.1
準元利償還金	公営企業債の償還に充てたと認められる一般会計等からの繰出金	2,057,384	1,954,283	103,101	5.3
	一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金	296,911	231,164	65,747	28.4
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	109,961	52,071	57,890	111.2
	一時借入金の利子	0	0	0	—
	計	2,464,256	2,237,518	226,738	10.1
特定財源	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	91,426	91,426	0	0.0
	公営住宅使用料	126,206	132,053	△5,847	△4.4
	都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	976,964	887,620	89,344	10.1
	その他	225,921	97,439	128,482	131.9
	計	1,420,517	1,208,538	211,979	17.5
標準財政規模		40,139,227	39,110,469	1,028,758	2.6
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額		5,822,215	6,006,028	△183,813	△3.1

(注)・該当数値がない場合は「—」で表示している。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政が圧迫される可能性の度合いを示すもので、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模等に対する比率である。

将来負担比率は62.4%で、前年度より2.7ポイント低くなっている。

(単位 %・ポイント)

区 分	将来負担比率	前年度増減
令和５年度	６６．０	△０．３
令和６年度	６５．１	△０．９
令和７年度	６２．４	△２．７

将来負担比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能財源} + \text{B})}{\text{標準財政規模} - \text{A}} \times 100$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

B = 地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額

(単位 千円・%)

(単位：百万円・%)

区 分			令和7年度	令和6年度	対前年度		
					増減額	増減率	
将来負担額	一般会計等の地方債現在高		71,463,264	73,428,356	△1,965,092	△2.7	
	債務負担行為に基づく支出予定額		6,822,906	8,028,069	△1,205,163	△15.0	
	公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額		16,150,304	15,469,847	680,457	4.4	
	一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額		2,913,795	3,144,512	△230,717	△7.3	
	退職手当支給予定額		10,668,641	10,217,939	450,702	4.4	
	公社の負債及び第3セクターの損失補償債務に係る負担見込額		0	0	0	—	
	合 計		108,018,910	110,288,723	△2,269,813	△2.1	
充当可能財源等	充当可能財源	充当可能基金	20,293,757	20,380,772	△87,015	△0.4	
		特定財源見込額	国庫支出金等	0	0	0	—
			地方債を財源とする貸付金の償還金	197,696	289,122	△91,426	△31.6
			公営住宅の賃貸料等	1,270,585	1,601,444	△330,859	△20.7
			都市計画税収	7,263,026	7,226,859	36,167	0.5
			その他特定の収入	2,819,046	2,837,859	△18,813	△0.7
		小 計	11,550,353	11,955,284	△404,931	△3.4	
		計	31,844,110	32,336,056	△491,946	△1.5	
	地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額		54,729,366	56,388,257	△1,658,891	△2.9	
	合 計		86,573,476	88,724,313	△2,150,837	△2.4	
	標準財政規模		40,139,227	39,110,469	1,028,758	2.6	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額		5,822,215	6,006,028	△183,813	△3.1		

(注)・該当数値がない場合は「—」で表示している。

6 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率である。

当年度は、各会計とも資金不足は生じていない。

(単位 %)

公 営 企 業 会 計 名		資金不足比率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
法適用 企業	水道事業会計	—	—	—
	下水道事業会計	—	—	—
	病院事業会計	—	—	—
	介護老人保健施設事業会計	—	—	—
	モーターボート競走事業会計	—	—	—
法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	—	—	—

(注)・資金不足額がない場合は「—」で表示している。

・経営健全化基準は20.0%（モーターボート競走事業会計は0.0%）である。

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

(注)・法適用企業

$$\text{資金不足額} = \text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} \\ - \text{流動資産} - \text{解消可能資金不足額}$$

※流動負債について、翌年度償還の企業債及び他会計からの借入金は算入対象から除外される。

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

・法非適用企業

$$\text{資金不足額} = \text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} + \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てる} \\ \text{ために起こした地方債の現在高} - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

会計別の資金不足額（又は剰余額）及び事業の規模の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

公営企業会計名		令和7年度		令和6年度		対前年度			
		資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額又は剰余額		事業の規模	
						増減額	増減率	増減額	増減率
法 適 用 企 業	水道事業会計	3,242,205	2,665,292	3,255,054	2,631,067	△12,849	△0.4	34,225	1.3
	下水道事業会計	2,947,125	2,943,005	2,456,344	2,924,974	490,781	20.0	18,031	0.6
	病院事業会計	1,142,342	2,802,983	1,412,274	2,926,860	△269,932	△19.1	△123,877	△4.2
	介護老人保健 施設事業会計	18,643	349,284	19,527	316,530	△884	△4.5	32,754	10.3
	モーターボート 競走事業会計	25,656,276	102,561,821	22,417,975	87,624,414	3,238,301	14.4	14,937,407	17.0
法 用 非 企 業 適 業	地方卸売市場 事業特別会計	0	86,127	0	89,983	0	—	△3,856	△4.3

(注)・各年度の資金不足額又は剰余額欄は、資金不足額(△)又は剰余額を計上している。

・該当数値がない場合は「—」で表示している。

7 むすび

令和7年度の本市の健全化判断比率、資金不足比率とも、国の示す基準からみて引き続き健全な範囲で推移している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等の実質収支及び全ての会計の実質収支に赤字額がなかったこと、また、資金不足比率も資金不足額が生じていないことから、該当指標はない。

実質公債費比率は、令和7年度の単年度では、前年度に比べ、普通交付税額の増加等により標準財政規模が増加したことで分母が増加したものの、地方債の元利償還金や準元利償還金が、控除項目である特定財源等の増加額を上回って増加したことから分子も増加したため、双方の増加率の差により、結果として比率は増加した。

将来負担比率は、前年度に比べ、普通交付税額の増加等により標準財政規模が増加したことで分母が増加し、地方債現在高の減少等により将来負担額が、控除項目である地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額等の減少額を上回って減少したことから分子が減少したため、結果として2.7ポイント低下している。

当年度においては、山積する行政課題への適宜・適切な対応に加えて、(仮称)徳山北部拠点施設整備事業、保育所再編整備事業、古川跨線橋整備事業、通信指令強化充実事業及び周南緑地体育施設等整備事業などの大型事業の進捗により市債発行額は大幅

に増加したものの、新たに策定された「周南市行政経営プラン」における目標指標である年度末市債残高 7 4 0 億円に対しては十分な成果を得られていることから、地方債現在高の減少等の成果が表れ始めている。

しかしながら、この地方債現在高の減少については、臨時財政対策債や合併特例債などの交付税措置がある地方債の償還が進んでいる現状から、実質公債費比率や将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っているものの、類似団体等と比べて高い値を示している要因の一つとなっていると考えられる。

今後も新たな起債対象事業の実施が計画されており、しばらくは実質公債費比率が上昇すると見込まれることから、定期的に中長期の財政収支や財政指標等のチェックが行われるとともに、特に大型事業の実施に当たっては、将来の財政収支見通しを踏まえて、将来負担額を減ずる国・県補助金や基金等の有効活用による市債の借入額の抑制等も十分に検討されるなど、持続可能な財政基盤の確立に一層努められ、「将来世代へ 責任あるまちづくり」を推進されるよう望むものである。